

一九七七年十二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル 電話(03)3337714 649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額600円

6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「京都コンピュータ学院闘争に旧に倍するご支援を

園田 裕子」……………2

春闘は「第三期」へ移行

山田 宏二……………3

◇資料(日経連タイムズ『主張』)

—「労問研報告」の理念貫け—

社民党はどこへゆく

政権研究班……………6

—自民党支配の強化を助ける分散野党—

日本のシステムのあり方

月島 猫……………8

県議会初十八万人署名で請願

……………12

—三五人学級めざし「県民の会」署名提出—

◇資料 声明文

◇新刊紹介『職場こそ戦場! 反独占・平和の闘い』

……………13

—岩井章さんの「主要論文・講演集」—

岩井さんを偲んで

近江谷 左馬之介……………14

—岩井さんの主要論文・講演集を読む—

岩井章さん追悼一周年記念集会に結集しよう!

……………16

—まともな労働運動前進めざし、新たな決意を固めよう!—

読者からのおたより……………15

刊旬 社会通信

NO. 694

一九九八年二月一日号

一九九八年二月一日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

「京都コンピュータ学院闘争に旧に倍するご支援を」

昨年二月一七日、あふれる傍聴席を見て、「勝てるのではないか」と思いました。被告・学院側の弁護士も負けを予想してでしょう、欠席していました。しかし、京都地裁第五民事部は、「原告の請求をすべて棄却する」との判決を下しました。

私たちは一三年前、京都コンピュータ学院を働き続けられる職場にしよう、就職の時書かされた「労働組合活動はしない」という誓約書は違法なんだからと励まし合いながら労働組合をつくりました。一番最初の要求は「労働基準法に抵触する部分は改善すること」というささやかなものでした。硬軟取り混ぜた不当労働行為に平均年齢二四歳の執行部は動揺しながらも頑張りました。労働組合さえつくれば、労使で話し合いをして、働きやすい職場ができるという期待は見事に打ち砕かれました。クビ切り、学院側の不当労働行為に嫌気がさして組合員が「退職」していく中、それでも頑張つて残っていた四人の組合員が九〇年、九二年に相次いで不当解雇されました。

その九二年の解雇を京都地裁は有効だと言うのです。雇用不安にさらされ、出向先から、元職場へ説明を求めて出勤したこと、このことがなぜ、懲戒解雇の理由になり得るのでしょうか。私たちはこれまで「組合員を一か所に集め別会社化し倒産させる」という攻撃を受け、仲間を失ってきました。「また同じことがやられる」と思つて当たり前でしよう。なぜ私たちがそのような行動をとらざるを得なかったか、たび重なる学院側の組合つぶし攻撃をきちんと捉えていれば、あのような判断はできなかったはずです。働く者は不当な扱いを受けても、経営者の言いなりになれというのでしょうか。私たちは、赤い血の流れている人間です。踏みつけにされて黙っていることはできません。

京都弁護士会のアンケート調査によると、京都地裁は「資料はよく読むが権利擁護の熱意に欠ける」そうです。それを地で行く判決だったと思います。二月二六日、控訴の手続きを取りました。裁判の舞台は大阪地裁に移ります。特に関西地方の皆さん、その節は傍聴をよろしく願いますね。

学院側は争議について問い合わせがあると「あれは終わったこと」とか「懲戒解雇された者で学院とは無関係」などと答えているようです。冗談ではありません。中労委の委員をして「経営側に解決をはかるべき主体が見つからない」と言わしめた無責任な経営陣、長谷川靖子・亘親子を野放しにしておくことはできません。

労働組合さえつくれば……と思つていた私たちが今や、全国の皆さんのご支援を受け、闘っています。微力ながら平和と人権、民主主義を守る闘いに連帯しています。その中で、例えば黄犬契約書について「今は書かせていないがその精神は生きている」と平気で言つてのけるような経営者が、実は学院にだけいるのではないこと、おかしい、いやだと言いたくても言えない人たちが大勢いることも知りました。そして、泣きながら退職していった仲間の顔を、声を忘れることができません。何より、踏みにじられた私の人格を取り戻したい。だから、私たちは闘い続けなければならない、勝たなければならないのです。これまでも数々の宣伝、申し入れ、高校訪問、支援要請等々を行い、全国の皆さんに励まされてきました。これからも闘います。旧に倍するご支援をお願い致します。(園田 裕子)

春闘は「第三期」へ移行

一、春闘の変貌と構造転換

新しい年を迎えて九八春闘に臨む労使双方の最終方針が発表され、九八春闘の火ぶたが切られた。橋本内閣の緊急経済政策、金融不安解消の三〇兆円の公的資金の投入、所得税二兆円、法人税一兆円の年度内特別減税など矢継ぎばやの景気対策発表にもかかわらず好転の兆しはみえず、逆に景気後退が一層鮮明になるなかでの九八春闘本番への突入である。

九八春闘をとりまく環境条件と政・労・使の取りくみ状況をみると、例年の春闘のように春闘現場の形成をめぐる攻防に焦点が集中するだけではなく、二一世紀に向けた日本経済のあり方、働き方の変貌、雇用構造、社会保障制度の見直しなど、労働者の全生活にかかわるシステムのあり方を問い直す場に大きく様相が変化しつつあることが痛感される。

それは財界の春闘解体戦略の具体化をテコに春闘が第三期へ移行しつつあることを意味している。春闘方式は一九五六年以降四二年目を迎えているが、第一期は高度経済成長とインフレを背景とした大幅賃上げ時代、賃上げ要求は生活賃金論。第二期は七五年以降の低成長下の整合性春闘。そして昨年から今年にかけての深刻な不況下の春闘が第三期である。

その背景には世界的規模の大競争時代に突入した新自由主義経済構造と、企業の労働力流動化政策・新人事処遇制度がもたらす「働き方の変貌」がある。

九八春闘の準備段階を通じてみられる春闘方式の変貌は次の諸点を指摘できる。

① 政策・制度闘争の比重が非常に高まっていることⅡ「労基法改悪」との闘い。「社会保障制度の改悪」との闘いが全労働団体共通の目標となり、春闘全期間を通じて最重要課題となっている。

② 新労務管理制度の導入Ⅱ労働力流動化による外部労働市場からのパート・派遣・契約社員らの大量参入と、高齢正規従業員のリストラ合理化、年功賃金、処遇制から能力・業績主義管理への移行をめぐる交渉。

③ 産業別統一闘争・統一妥結の後退Ⅱ回答の分散化・格差拡大、横並び決定とのくづれ。自社型賃金決定の増大。

④ 平均賃上げ方式から個別賃金方式への移行（純ベア額要求）、但し中小は定昇込み平均賃上げ方式。

⑤ 鉄鋼労連にみる複数年協定要求。

以上のように現場形成と波及機能を基本とした春闘方式は大きく変現し、賃金決定は年功賃金思想に代わって個人能力・成果重視の賃金体系への移行と、労使の情報共有と合意をはかる壮大な思想統合装置に変貌しつつある。

二、欺瞞にみちた日経連労問研報告

今年の日経連労問研報告は二四回目になるが、今回ほど矛盾と欺瞞に満ちた報告はかつてなかった。表題は「危機からの脱出―第三の道を求めて―」をかけた、全体の構成はこれまで三章だったが、テーマ別に詳論して七章からなっている。

「第三の道」とは根本会長の日経連臨時総会挨拶によれば「所得格差の拡大や大量レイオフなどの社会問題を抱える英米型」でもなく、「高福祉・高負担政策の結果、低成長・高失業に悩む欧州大陸型」でもない「日本型モデル」を追求する。それは「ブルーバードプランの実行」にあると主張している。

「ブルーバードプラン」は昨年採択された三カ年計画で、国際競争力の維持・強化のために、構造改革を推進、高コスト体質を是正し、①雇用の安定（失業の要因別対策）、②国民生活の質的改善、③経営道義の確立（コーポレート・ガバナンスの再構築）を実現する、というもの。これが日経連のもっとも基本的な政策であることを労研報告で再確認したことが大きな特徴となっている。

焦点の賃金決定については、交渉の基本姿勢として「賃上げより雇用不安の解消」を重視すべきだと強調、そのうえで「総額人件費管理」の視点に立って、賃金以外の社会保障負担、福利厚生・退職金・教育訓練費などの削減が必要だと主張している。

労研報告は格別目新しい主張は見当たらないが、テーマ別に詳論した分だけ、主張の矛盾を自ら露呈する結果となっている。

最大の矛盾は、報告の冒頭、第一章で「構造改革を断行せよ」と叫びながら、会長名序文の危機回避緊急対策について①金融不安の解消、②即効性ある景気対策、③雇用対策、の三点を求めている。日経連は構造対策についてあらゆる分野での規制緩和と、民間主導の経済活性化を重視し、規制緩和によって需要創出効果の上昇と消費者物価の低下をもたらし、GDPは1%ないし、一・五%増加するとの試算を紹介している。

規制緩和は高コスト是正を主目標とした企業活力の強化、民間主導の経済は行政改革による公的機関の民営化と公的負担の抑制をめざしている。郵政三事業の民営化はもとより、国立大学の民営化、アメリカにならって刑務所まで民営化を要求、さらに省庁再編後の公務員の人員カットを主張。公的負担の抑制とは社会保障の企業負担分の減少・廃止と法人減税を目指している。

いづれも企業活力本位の経済社会を目指したものであって、生活者本位の構造改革の対極に位置するものである。

しかし一方で緊急景気対策では法人減税のほか公的資金の投入による金融システムの安定、補正予算による公共投資の増額を要求し、その財源として赤字国債の発行をやむをえないと、財政構造改革政策の一部先送りを容認しているのである。

第二の矛盾は景気対策のもっとも大きな柱が個人消費の伸び、雇用者所得の増加にあることが自明にもかかわらず、賃上げの余地はないと賃上げ拒否を言明していることだ。

報告は具体的な賃金決定基準について二つのガイドラインを示している。

① 各企業の名目付加価値生産性上昇率の枠内に従業員一人当たりの総額人件費上昇率を抑えるべきだ、という企業の支払能力論。

② 国民経済レベルの基準としていわゆる生産性基準原理の貫徹、実質国民経済生産性上昇率の枠内に雇用者一人当たりの所得上昇率をとどめる。

結論として国民経済レベルからみれば「賃上げの余地はない」「支払い能力に余力のある企業にあっても、きびしい雇用環境下にある今日、まず雇用の維持に最大限注力し、ここに生産性向上の成果を振り向ける」「支払能力に余裕のない企業においては、きびしい

賃金決定は当然である」と主張している。

これほどの欺瞞的主張はない。国民経済レベルの方程式をあてはめると、九八年度は実質経済成長率の政府見通し一・九%に対し、就業者の伸び率〇・八%を除いた数値の約一・一%が国民経済生産性上昇率であり、これに定昇二%を加えた三・一%の賃上げが許容範囲ということになる。これまで国民経済生産性の伸びに定昇分は含まれると説明してきたが、それはウソで定昇は別が本当の数値であることが明らかになっている。政府の経済見通しは九八年度の雇用者所得の伸び率も実質三%と明記している。

企業の支払能力は各社、業績によって格差はあるが、今權威があると評価されている『週刊東洋経済』一二月二七日号の企業業績総括表によると、金融業を除く全産業で九八年三月の経常利益の対前期比伸び率は三・〇%、製造業三・〇%、非製造業三・〇%。九九年三月はそれぞれ六・二%、七・二%、四・三%と著しい回復が予測されている。

「連合白書」は主要五〇社の「別途積立金」(九七・三、自由に使える資金)が九六年度の総人件費の一・三九倍にも達しており、連合の要求一万五千円の賃上げを行ったとしても、原資は別途積立金の二・一%にすぎないと試算している。十分に支払い能力はあるのである。

それを「雇用配慮」、「雇用維持に振り向ける」と主張しても、その具体的内容は何一つ示されず、一方で構造改革・規制緩和でリストラ推進を宣言しているのだから、全くのゴマかしの主張としかいいようがない。

そして今後の春闘について、これからの賃金のあり方を、個々人の業績、企業への貢献度を反映した賃金・人事処遇制度の方向へ見直すべきこと、今後は賃上げ問題よりも、国際競争力の強化に関する政策課題について論議する場に転換すべきだ、と春闘の転換を主張している。

連合は労問研報告について「雇用か賃上げかの二者択一を迫るものであり、今後の労使の信頼関係を損なうもの」、「市場原理万能主義・コスト減のみを主張」していると真つ向から批判、あくまで三年連続前年+αのV字型賃上げを目指すとして「対決姿勢」をくずしていない。しかし冒頭ふれたように企業の春闘見直し、新しい人事処遇制度の導入を容認する傾向も強まっており、九八春闘が春闘解体の道を開くおそれなしとしない。働き方の変貌をしつかりおさえた職場の新たな要求を結集した春闘の構築を闘いとらねばならない。

(山田 宏二)

資料 日経連タイムズ『主張』

『労問研報告』の理念貫け

労働問題研究委員会は、日経連の政策委員メンバーで構成され、著名な識者をアドバイザーに議長は日経連会長が務める。例年、七月に委員会を発足させ、翌年一月まで毎月一回、委員会報告に盛る内容や表現の一字一句について、真摯かつ活発に論議が戦わされる。

ブルーバード計画下敷きに 今年の労問研報告も、こうした論議の積み重ねの賜物であり、地方・業種団体長の意見も盛り込んである。

この報告は、目前の春季労使交渉の指針となるだけでなく、政府や労働組合への要望・提言や国民各層に対する経営者の考えを提示する重要なもので、とりわけ今年の報告は、昨年一月発表した「ブルーバード・プラン」を下敷きに、当面・今後の重要課題を織り込んだ。

特に、第二章から第四章は、ブルーバード・プランが提起したわが国の最重要課題を取り上げており、雇用の維持・創出と国民生活の質的改善のためには、その前提として、産業・企業の国際競争力が維持・強化されなければならない、という組み立てである。

構造改革待ったなし 今年の労研報告の全体を貫く主張は、グローバル化の時代においては国際的視野に立って、わが国産業・企業の生産性を強化しなければならないということである。構造改革が遅れる間に、わが国の財政事情はいよいよ悪化し、先行き不安の深刻化とともに、昨春秋以降のアジア経済危機や相次ぐ金融機関の破綻により、景気は一段と腰折れの様相を強めている。

この当面の不況から脱出する緊急の手立てを講じ、同時に一方で、構造改革への取り組みを急がなければならない。政府・自民党が表明した金融不安の解消策や法人・所得税減税等に株価や為替レートが好感しないのも、景気浮揚効果への疑念だけでなく、政府の構造改革への取り組みに危機が感じられるからであろう。

労研報告が第一章で指摘したように、構造改革は待ったなしである。小さな政府を目指し、民間主導の経済社会をつくることによってこそ、わが国産業・企業の国際競争力が強化される環境条件が整う。そういう条件ができなければ、景気はいつまでたつても本格回復しない。

賃上げより雇用維持に注力 個別企業における賃金決定は自社の支払能力に即して行い、同時に国民経済全体の生産性を勘案することが重要である。支払能力は個別企業の付加価値生産性を基準とし、国民経済レベルでも、国全体の付加価値であるGDPの生産性を基礎とする。賃金決定においては、個別企業レベルでも国民経済レベルでも、中長期的な観点から把握される付加価値生産性が決定的に重要である。

このように、賃金決定に関する日経連の基本的な考え方は従来と同様である。ただ、今年は雇用維持の重要性を一段と強調した。雇用不安がある限り景気は回復しないし、労使の最大の願いは雇用安定にあるからだ。したがって、支払能力に余裕がある企業でも雇用の維持に最大限注力し、ここに生産性向上の成果を振り向けることが望まれる。

個別企業の労使がこうした姿勢で労使交渉に臨めば、人間尊重と長期的視野に立つ経営という理念が貫かれ得るはずである。個別企業に基礎を置く労使の信頼関係は、わが国産業・企業の貴重な財産といえよう。この財産を活かし、この二つの理念を実践することによって、ブルーバード・プランが意図する新たな日本型モデルの実現が可能となると考える。労使の実りある成果を期待したい。

社 民 党 は ど こ へ ゆ く

—自民党支配の強化を助ける分散野党—

保守新党早くも主導権争いの様相

衆議院三十人、参議院九人の保守新党「民政党」が一月二十三日に発足した。代表に羽田孜元首相、幹事長に鹿野道彦・元総務庁長官が就任した。国民の声、太陽党、フロムファイブ（細川元首相の党）の三党が合流したもの。そのまま民主党などの野党統一会派「民友連」に属する。「政権交代可能な二大勢力の結集を進める」中核集団となって、新たな政界の再編成を実現する（結党宣言）という立て前である。

この党は旧新進党の分身であり、理念的にはやはり新保守主義に近い。基本政策では①日米安保を安全保障政策の基軸として有事法制の整備を早急に進める、②二十一世紀に向けて日本のあらゆるシステムを再検討して改革する、③憲法は見直す観点から論議する、④特殊法人は原則廃止する、などとなっている。羽田代表は野党結集について、民友連（統一会派）を中心に参院選前に新・新党に発展させたいとしているが、この中では一番大きい民主党との対立が表面化することになる。ことに民主党内にある旧社会党系の労

組従属派との対立が問題になろうし、彼等のめざす新・新党党首が誰になるかの主導権争いもすでに表面化する様相である（菅と羽田両氏の争いとして）。

いろいろと理念らしきことをいうが結局は政権に早くたどりつきたいという一念での数合わせとなり、次の参院選と総選挙までの政党とみて間違いない。結論的にいえることは、民友連参加の諸党がこの保守新党に結集できるのかどうかである。保守新党をめざす過渡的段階に派生したのが新進党の分解であり、民政党の結成である。参院選前に保守新党の結成に失敗すれば、政権党である自民党に分断されたり分散されかねない。今日の情勢は野党に有利な状況にあるのに「反自民」に徹しきれないところに彼等諸党の限界があり、展望が出て来ないのである。

羽田孜・民政党代表は人柄がよいとされ、それが一定の支持を受けている。しかし政治的感覚は良質ではないようだ。自民党の右翼勢力が一党支配体制強化のために、衆参同日選を画策し始めているのに、羽田氏は「衆参同日選に追い込んだ方がいいと思う」とテレビに語っている（二十五日）。この七月に同日選をやれば、バラバラの野党の弱みと準備不足によって自民党の圧勝は間違いないと見ることができよう。その時にどういう成算があつての発言だろうかと思ふ。どうも政治家としての発言が軽過ぎるのである。それが現政権に利用されるケースが多い。同日選挙説も、中曽根元首相等が橋本首相に、いわゆる保・保連合の実現をねらつて、進言しているのである。野党にとって危険な策動に乗ることになる。

与党離脱の機会を失った社・さ

橋本内閣を支える自民・社民・さきがけ三党による与党体制は、少なくとも七月の参院選前までは継続することになった。最初から離脱など考えられないさきがけと社民の両党がそれぞれ与党になっている理由づけというか、公約というものか、（さきがけは大蔵省の財政と金融部門の分離を主張、社民党は企業の政治献金の禁止など）が実現しなければ離脱する度々いつてきている。

社民党の土井たか子党首は、昨年の臨時国会前に「いずれは連立与党から離脱せざるをえない」、「秋には本音で議論して決めた」と公言していたが、簡単に与党の継続である。さきがけは、自民党との合意文書で大蔵省に「破綻処理制度・危機管理」を大蔵省に残す機関について「当分の間」とした。しかし当分の間とはいつまでか明確にしない、いわゆる「玉虫色」とした。それぞれ勝手に解釈できるようになっているが、当分の間とは十年、二十年の場合があり、自民党筋は永久の意味にとっている。ひどいものである。こういう政治的手練手管が政治不信を増大する要因の一つであることを自覚できないさきがけという党は消えゆくのみであらう。

一方社民党の離脱は、さきがけの与党離脱よりは何倍かの重みがあることはたしかであるが、このまま参院選まで与党でいれば橋本・自民党政治の失政の責任をかぶり、勤労者国民からは離反されることになる。しかし社民党は全国大会のなかで与党継続を承認した。社民党の地方組織の代議員も一、二を除いて、離脱を主張する意見はでなかった。無気力そのものである。

社民党はどこへ行くのか。全国大会などから今後の動向を判断してみよう。

① 参院選に不利とわかりながら何故、自民党政府の下請けになっているのか。それは幹部がまず与党としてありがたみにどっぷりとひたっているからである。十五人の衆院議員しかないのに自民党幹部や官僚からチャホヤされ、マスコミにも報道してもらえという利点に喜んでいるのである。自民党側からの接待攻勢も強力なものがあるようだ。

② 党内の不統一、党内民主主義の欠陥があつて、幹事長周辺の一部議員が事実上自民党との折衝・約束を決めている。土井党首周辺もそれでは党内民主主義を大切にするかというところではなく、いわゆる一匹狼的言動の強い人達であるから、秋葉新政審会長を先頭に市民派といわれる連中は党幹部になったことで次々と問題を起こす可能性が大きく、党内で対立が拡大することになる。伊藤幹事長と及川政審会長の留任については、自民党副幹事長から、「二人を辞めさせるなら自民党は今後社民党の要望を一切受け入れない」と抗議というか恫喝ともいえるやりとりがあつたという。自民党との関係はドロ沼的である。

③ 今度の社民党大会を見て、この党の将来に展望を見付けようとしても無理だなと感じたというマスコミ関係者が二、三人話していた。旧社会党を継承するといいながら、旧社会党について、ことに村山首相・委員長時代を重点とした「総括」が行われていないことである。沖縄問題、消費税、安保、自衛隊、福祉、労働などの基本政策についての一貫した方針がないのである。労組との関係も各労組からのそれぞれの政府への要求（自民党と折衝して何とか話をつけて欲しいという）をバラバラに受け止めているが、要求を実現する力はないのである。それに加えて労組側も政治闘争は放棄しており、選挙闘争でも動員がきかないほど弱くなっている。そして労組は民主党への支援の方が大きくなっている。どう党勢回復をはかるのか。

（政権研究室）

日本のシステムのあり方

根本的な「気分」

「世界経済のグローバル化がこれまでの日本のシステムの変革を促している」――

ここ二、三年、このような表現が、さんざん枕詞のように使われてきた。そして、続く文脈で、規制緩和の大合唱。労働分野においても然りである。いや、集中攻撃の的になっていたと言ったほうがよいかも知れない。そしてこの分野では、大合唱のかもしれない「気分」に圧倒されてか、反発は散発的にしか見えなかったし、いやむしろ、労働界の多くの部分で、規制緩和の波に「乗り遅れまい」といった迎合さえ起きていたように見受けられる。

この「気分」とは、何ともあやふやなものに聞こえる。しかし、フランス革命（いきなり大時代的な表現で恐縮だが）にしても、「サツチャー主義」とか「レーガノミクス」といったキーワードから続く昨今の規制緩和、市場万能、大競争時代といった流れにしても、古今東西、世界中でその時々、この「気分」、言い換えれば「心理的な動き」が何らかの変革を伴って影響力を得てきた（その時々「気分」が正の方向なのか負の方向なのかは、その都度チェックを重ね、そして最終的には歴史の流れの中で判断するよりほかない）。社会システムの構築、あるいは社会政策の遂行は、このような「気分」と比べるとはる

かに地味であり、論議・説得・反発・理解・納得といったプロセスを経ながら、徐々に形成されていくものである。そしてそのシステムは、社会の成員のうち、かなりの数の理解・支持を受けていることによって成り立ち、機能する。

この社会システムのありようと、それがどう変革される、または変化していくべきなのか、その方向を、否が応にも考えなければならぬ時代に入った。これは、「何がなんでも変革」といった、規制緩和推進者によく見られる、または彼らが意図的に利用する「気分」と同様のものを示しているのではなく、「残すべきものは尊重する」という意見にもポジティブな意義を認めての話である。

以上の一般論を基礎に、「社会」というよりは「経済」の側面が強くはあるけれども、金融システム破綻の問題を中心として、日本の現状を俯瞰してみる。

不信のロジック

季節が秋から冬に移り変わるころ、相次いで大規模な金融機関の行詰まりが起き、日本の「金融破綻」がこれまでにない形で顕在化した。山一證券の自主廃業決定後、筆者もにわかエコノミストとなり、経済誌や週刊誌の斜め読みを繰り返した。それらを総合して、やはりというか何というか、山一證券の前経営陣を中心とする経営責任と、それと同等もしくはそれ以上に、大蔵省の金融システムに対する責任（あるいは同省がこれまでやってきたことそのもの）を問う声が大きかったのが印象に残った。

なぜ今回、大蔵省が問題とされたのか（「護送船団方式」の弊害などの過去はとりあえず直接問わない）。それは、日本の金融界が抱える不良資産問題を解決するために、最終的に「公的資金導入」を決断するしかない、という声が大きかったことと大きな関係がある。連合と日経連は十二月一〇日付の共同声明のなかで、公的資金の導入（「預金者保護等に限定して」との但し書きつき）を前提としつつ、「経営責任と行政の監督責任の明確化」、「公正・透明な処理手続き」「国民に（対する）負担内容についての明確な説明」などを求めている。だが、いったい誰が、この「責任」の明確化や、それに伴う手続き・説明が適正に行われると信じるだろうか。そもそも、大蔵省は、山一證券の簿外債務の存在についてすら、同社から正式に報告を受ける以前から「知っていたに決まっている」とする人が多い。これは、「知って（隠して）いたなら問題だし、本当に知らなかったとしたら、監督責任上問題だ」と、どちらに転んでも大きな責任があるというロジックに結びつく。

このロジックをはじめとして、さまざまな「責任」が、これまでさんざん語り尽くされている。しかし、実際に論議されている「公的資金導入」の方法や、「金融機関の国内業務における早期是正措置の先送り」（十二月二四日発の政府・自民党案）、そして大蔵省そのもののあり方をめぐる行政改革会議の考え方など、どれを取っても根本的な改革、解決にはほど遠いどころか、これまでの「体質」を、真実を隠蔽しながら保持していく方向しか見えない。

「気分」から「意識」へ

「山一破綻」の直後、ドイツでのいくつかのマスコミ報道に接した（インターネットの普及に大きく助けられている）。その中で、記者会見で涙を流した野沢正平山一證券社長

の姿はもちろんだが、それと同等に、「(投資家や顧客に) 落ち着いて対処するよう呼びかける三塚博蔵相」といったキャプションを伴った蔵相の会見の画像、写真が、たいへん奇異な印象を与えた。大蔵省の責任問題も含め、「今、そこにある危機」に対して、何とも要領を得ないというか、間が抜けたというか、そんな感じを強く受けた。

山一破綻後、認識が深まってきた「日本発世界恐慌」のシナリオについても、ドイツの新聞記事は早くから積極的に取り上げていた。ある新聞は日本の対外純資産が総額八〇〇億ドル(約一〇〇兆円)に及ぶと紹介し、「わたしは預金をおろしてジャムの瓶にしまっておく」と福岡の六四歳の婦人が述べたと紹介して、日本の対外投資資産の引き揚げが始まった場合の「危機」を強調している。別の新聞では、兜町情報として「富士銀行やさくら銀行から、よりましな銀行への預金移転」といった話を取り上げており、世界に対してすでに隠蔽やごまかしが通用する時代ではなくなっていることを痛感させられる。

英フィナンシャル・タイムスに至っては、山一の莫大な簿外債務を見抜けなかったとして、日本の会計監査制度までを組上にのせている。世界に対する言い訳はもはや通らない。

そもそもドイツなどでは、日本の金融制度の危機はアジアのそのの一環として取り上げられることも多く、山一破綻後しばらく経ってからは、報道は淡々としている(少なくとも本稿を書いている時点まで)。しかし、いずれにせよ、今のところ日本の「体質」が根本的に変わるべくもないであろうことは、決定的に印象づけられたままであろう。

山一破綻のとき、大蔵省幹部は節操もなく「市場の力」を評価し「ビッグバンのおかげで望ましい方向」という言い方をした。冒頭に示した規制緩和論自体が「市場」の決定力を最大限に認める考え方であるから、その尻馬に乗る乗り方の臆面のなさと、これまでやってきたこととのあまりの隔たりに、呆れつつ感心すらしたものである。

規制緩和や市場の審判といった考え方は、基本的には理不尽である規制・システム・因習のみに対して向けられるべきものである。労働に関する各種の「規制」といわれるもののうち、多くの部分は実は「グローバル・スタンダード」でもある。主なILO(国際労働機関)条約を思い起こしてみればよい。たとえ現在、米国が経済的に良好なパフォーマンスを示しているても、労働基本権をないがしろにしてきたツケ、それによって起こる、たとえば貧富の差の拡大は、中長期的に見ればその社会的基盤を確実に蝕むだろう。発展途上国も含めて、長期的にはスタンダードなルールが形成されていかなければ、「公正な競争」になどなり得ない。十二月はじめ、労働組合と全く関係ない、たまたま短期出張で来日したドイツ人ビジネスマンが、「カニバル・カピタリズム」(「食人資本主義」などという物騒な直訳になってしまいが、意味は直感的におわかりいただけると思う)の脅威に対する警戒感を熱く語っていたのを思い出す。

労働に関するルールを「規制」として攻撃し、その「緩和」を求めること自体は、冒頭取り上げた「気分」のうちでも、かなり浅薄で、かつ意図的なものに過ぎない。「市場の力」も、時には同様に気分的であり、また暴力的ですらあり、猛威を振るうものであり、主義主張を問わず「市場万能論に対する懸念」の認識が強まっていることも、歓迎すべきことといえる。しかし、今回の日本の金融・財政システムに関する限り、市場においては、少なくとも浅薄な「気分」を超えた判断力が効いたのではないかと考えられる。

山一破綻直後の、これもドイツ人(語学教師)と日本人の公務員(どこの省庁かは不明

だった)の会話から。公的資金導入について、その公務員は「日本の金融・財政システムを維持するには、やむを得ないのではないか」と主張した。これに対して、ドイツ人教師は「あなた方は納税者ではないのか」と問い、「われわれには『怒れる市民』という考え方があ。その立場からの意見はないのか」といぶかしさを隠さなかった。

経営状態を公正に開示し、そのうえでルールに乗っ取って顧客から資金を集め、運用し、融資する―そんな基本的な当たり前の営みですら、そのドイツ人が語ったような市民意識によつて支えられている。その当たり前が当たり前にならない日本の体質に「ノー」を突きつけた市場の判断は、「気分」より「意識」に近いものだったと言えはしないか。

経営者の多くは、浅薄に労働分野の規制緩和を求め、その一方で、政・官・財が培ってきた金融・財政システムは、グローバルスタンダードからあまりにかけ離れているがゆえに「ノー」を宣告された。日本を実質的に支配している層が、こんなにも「グローバリズム」の「いいとこ取り」だけを考え、「意識」と無縁であることに驚く。付け加えれば、「労働法制の正しい部分を守る」という取り組みについて、連合の着手はあまりに遅かった。

流されないために

かつて西独駐在責任者を勤めた経験のある商社マンが、講演で、「部下のドイツ人たちに、『そんな短い休暇しか取れないなんて、お気の毒ですね』と言われた」と語る。周知の事実であるが、ドイツでは多くの人が年間六週間の休暇を権利として得ている。そのうち、三―四週間は夏のバカンスに使うパターンが多い。「彼らは、休暇に入って一週間でまだ疲れが残り、二週間でようやくそこそこ、三、四週間目でやっとクリエイティブになれる、と言うのですよ」とその商社マンは紹介してくれた。

経済活動を離れ、人間としての生産性・創造性を取り戻すため、それだけの時間がかかるといふわけだ。日常の経済活動と短視眼的な利害にとらわれかねない日常から自由になる余地を、職業生活を送りながら確保することで、ようやく市民としての意識を保ち、広い視野でものを考えることができているのかもしれない。

翻(ひるがえ)って日本の状況はどうだろうか。有給休暇を一〇〇%使えないことがほとんどで、使ってもカゼなどの病気や急用が大半。ものの考え方そのものから企業論理に染まり、自己や家庭の生産性は顧慮しない・できない状態で多くの人が働いてきて、ようやく製造業を中心に一定レベルの競争力を維持している状態だ。しかも、そのようにして得てきた資産は、家計に限れば、老後の不安などから大切に貯められ、運用によつて廻り巡つて米国債などに投資される。ところが、証券界を中心に、個人をないがしろにし、大口投資家や一部利害関係者(代議士や大蔵官僚らに疑いが出て、誰も驚きもしない)にのみ利益を保証するような、不正を絵に描いたような体質がまかり通る。いつまで経っても家計から金融機関への「所得移転」が解消されない低金利政策ひとつを取っても、ここまで続くと、言い訳にも何もならないだろう。

図式化してしまえばこんなところになるが、問題なのは、結果として市民意識が根づいていないために、国民の投票行動は卑近な利害関係を主要関心事とし、それゆえ経済的には「グローバリゼーション」のいいとこ取りが進められるという、本来の公正な社会政策

構築にとっては全く困った環境条件が揃ってしまっていることだ。

まだ旧東独との統一プロセスが終わっておらず、高い失業率に悩み、しかもEU統合の懸案に取り組まなければならないドイツでは、それでも、はるかに健やかな市民意識が根づいているように見える。これは理想化しすぎた見方だろうか。

今年、これから経済の世界で何が起ころのか、方向性が混沌としている政治はどうなるのか、日本の先行きは見えない。ただ、少なくとも「気分」に流されないこと、「意識」を身につけ、それが正しい方向を向いているかどうか常に虚心に検証することを、気がついた人が実践し、発信していくしかないのかも知れない。愚直なまでに問いかけ続けることが何よりも重要である。

(月島 猫)

県議会初十八万人署名で請願

—三五人学級めざし「県民の会」署名提出—

十八万人という破格の数を集めた三五人学級実現二〇万人署名。すでに十二日づけの号外「やったぞ十七万人」から僅か二日で一万人が追加され、最終集約(十二月五日)では十八万という数字を叩き出しました。三五人学級県民の会は、十二月五日、県議会で請願提出集会を開き、社民党を中心とした紹介議員団の強い働きかけで県議会議長に十八万人の思いが詰まった署名を提出しました。これを受けた議長は、佐賀県教育振興が佐賀県の発展につながるとの認識を示した上で「皆さん方の努力に敬意を表したい。この請願の趣旨にそえるよう努力したい」と話し、三五人学級実現の熱き声は議会に持ちこまれました。

十八万人の願いがこもった署名の前でお礼のあいさつをする納富一郎委員長は、目標二十万には届かなかったものの、「これまで議会の中でこうした署名数を集めた請願はかつてない」と評価し、努力を労いました。また、住民の半数を集めた地域を紹介し「教員の職場にとどまらず保護者と話し合って運動をとりくめた」と総括し、「きずなを強く・深くしたことが最大の成果」と感謝の言葉を述べました。最後に、「署名の重さをどう受けとめているのかウオッチングしていこう」と参加者に呼びかけました。

その後、代表幹事の上芝佐教組委員長や福島高教組委員長がお礼のあいさつと決意を語りました。また、集会では有権者の過半数を突破し、三万三千人を集めた唐津の保護者から元氣のどるとりくみの報告がなされました。

請願人紹介議員となった社民党県議団の岡本一行議員、山口久弘議員、牛嶋博明議員、百武英明議員と共産党の武藤明美議員が署名の前に決意を述べました。決意表明をした岡本議員(日政連・佐教組出身)は、「議会で私たちが先生方の考え、また県教委の考え方がでてくる。全力を尽くして頑張りたい」と意気込みを語りました。

一行は署名を手に県議会議長に向かい、宮原議長に請願署名を提出しました。その中で宮原議長は「佐賀県教育の振興が佐賀県の発展に最重要であることは認識している。皆さんの努力に対しても敬意を表したい。請願の趣旨にそえるよう努力していきたいし、皆さんの努力を無にしないようにがんばっていききたい」と語りました。

県民の会は十七日議会終了まで県議会を百名規模の傍聴体制をとり、県議会をウオッチ

ングし、実現に向けての最終決戦に臨む構えです。

（佐賀県教育新聞）十二月十日

資料 声明文

第一の要求である第六次定数改善計画以降の改善を国に求めることについては、六月県議会でも欧米並という表現で請願を採択していることであり、今県議会でも教育長が前向きな答弁をしており一定の評価ができるものと考えます。

しかし、第二項に示した国に定数改善の動きがない場合は、県単独でも三五人学級を少しでもいいから実現して欲しいとの要求には、全く理解が示されることなく我々の請願が否決されたことに怒りを禁じ得ません。

今日、いじめ、不登校・自殺そして深刻化する少年犯罪に対する保護者、教職員そして多くの県民が抱く深刻な危機感が県議会に届かなかったことは極めて残念です。

佐賀県では五〇〇人近くの子ども達が学校へ行けずに悩んでいます。中には、一日も学校へ行けずに卒業していった子もいる実態もあります。そして、一度は自殺を考えたことがある、あるいはいじめているやつを殺してやりたいと思ったことがあるという子ども達の声を聞くと、私たちは一刻も猶予は出来ないとの危機感を持っています。

また教職員も、学習指導、生活指導、それに伴う事務、さらに様々な役割が学校に期待される中で超勤が慢性化しています。このような学校現場の中で教職員の病休、中でも精神性疾患が目に見えて増加しています。病休まで至らなくても、通院、薬の常用等の数も異常な増加を示しています。項張るべき教職員もへとへとに疲れています。

県行政では、現在いじめ・不登校に対し、教育相談事業としてスクールカウンセラーや学校適応指導教室等の取り組みがなされ、チームティーチングや教育困難校加配等に対応をしているが、このような対処療法的手段では残念ながら発生件数は減少するどころか年々確実に増加しているのが現状です。

私たちは、問題が生じる前に子供が悩みを解決できる状況を学校に作るが必要と思っています。学校で、子どもと家庭を結ぶ担任が、ゆとりを持って子どもと関わる体制が、いじめ・不登校の解決の手だてとなるのではないかと思っています。

現在の四〇人の学級定数では担任の負担が大きく、一人ひとりの子どもに関わることも手薄にならないを得ないのではないか。担任が一人ひとりの子どもとの関わりを深めるために、学級定数を下げることが今日の教育問題の発生を少しでも減少させることになるのではとの教職員、保護者の一致する考えとなり、その強い期待の現れとして「三五人学級早期実現」の要求署名が展開されました。

その結果十九万人、有権者の四割にも及ぶ県民が私たちの主張に理解を示し、大きな期待を持って署名の筆をとっていただきました。

この県民の声を受け止めなかった県議会、県当局は、今日のいじめ・不登校・自殺そして深刻化する少年犯罪にどういう解決方法を示すのか、その責任において早急に我々の前に具体的解決方法を提示することを要求します。

この署名に関わった保護者、教職員、多くの県民は、子どもに対する責任を持ってその結果を見守っていきます。

一九九七年十二月一七日

三五人学級を実現する佐賀県民の会 会長 納富一郎

発刊される！ 『職場こそ戦場！ 反独占・平和の闘い』

—— 岩井章さんの「主要論文・講演集」 ——

第一部「階級的労働運動の再構築めざして」 第二部「左派結集のための提言と組織作り」

第三部「護憲政治勢力の強化と結集めざして」 第四部「国際平和と友好・連帯求めて」

第五部「岩井さんのプロフィール」 A5版 四五〇頁 三〇〇〇円（送料別）

申込先 国際労研 TEL03・3281・1183 FAX03・3281・1184

岩井さんを偲んで

—岩井さんの主要論文・講演集を読む—

岩井さんの「主要論文・講演集」が出版された。編集刊行委員会のまえがきによると、予定日より少し遅れたとのことであるが、岩井さんの一周忌を前にすでに記念出版が実現されたことを、私はおおいに嘉とし、同委員会のご努力に敬意を払うものである。これこそ亡き人を偲ぶ最大のよすがであろう。事実、この書のページをめくっているうちに、私は岩井さんと再会しているような気がして、なにか感想めいたものを記したくなった。

といっても、収録されている論文や講演の記録は「月刊労働組合」七三年八月号に載った「反独占統一戦線のよびかけ」の論文にはじまり、「国際労働運動」九六年十月号の「朝鮮・中国の旅」と題するルポルタージュで終わっているように、内容的にも時期的にもかなり広範にわたっているので、書物の全体を俯瞰するなどとうてい不可能である。それに、この本が手元に到着したのは一昨日のことだから、まだ全文を読みきっているわけでもない。そこで私は、とくに『新宣言』（草案）批判（八五年九月）、『新社会党・平和連合』に結集しよう（九六年三月）とその続編（四月）の三つの論文を中心に、私の感想をのべることにした。いずれも「国際労働運動」誌に掲載されたものである。とくにこれらの論文を取り上げたのは、かならずしも私の恣意によるものではない。というのは前者は「旧社会党」の転落のはじまりを示唆した論文であり、後の二つの論文は、いまだ「社民党」と改名しているこの党がどこまで転落しているかを論じたものだからである。前者は、一言でいってしまえば、この草案のインチキ性をたしなめた論文である。例えばこうである。「（草案のなかでは）社会主義という言葉はでてくるが、資本主義にとって代わるという意味での社会主義ではなく、民主主義をより徹底していこうとする改良主義の立場を鮮明にしたものである。資本主義イコール社会主義という珍妙な議論となっている」と岩井さんはのべ、こんなでたらしめな作文など「全面的廃棄」すべきだと主張されている。むろん、社会主義へ移行してゆくための条件を成熟させるという意味での民主主義の徹底化の志向や運動を岩井さんは拒否しているのではない。岩井さんは、民主主義の徹底化という言葉で、じつさいには資本主義の枠を越えないでも、それが社会主義になるといえるようにする草案のすり替え的論法を批判したのである。このインチキ性は「たえざる改革の過程そのものが社会主義である」という「過程社会主義」なる珍説をもって、裏付けたことにしめされている。

これは、旧社会党の転落の第一歩だった。第一歩というのは、この時点では、それでもなお党の最終目標として資本主義体制に代わる社会体制としての社会主義をじつさいには放棄しながらも、「社会主義」という言葉は捨てるわけにはゆかなかったからである。党内左派の力と抵抗がそれだけ強かったのである。

だが、「現実の社会主義」がすでに崩壊してしまっていた九六年の一月党大会では、党名を「社民党」と変えることによって、この党は、名実ともに「社会主義」を捨てた。そしてこのとき、岩井さんは離党し、新社会党に移られた。

しかし、社民党の変節は、それにとどまらなかった。すでにその前前年に村山内閣が発

足したとき、村山首相は党機関にはかることなしに、党の基本政策を大転換して「自衛隊合憲・日米安保堅持」を天下に闡明していたからである。そして、党はその年の九月臨時大会でそれを追認した。

村山内閣が自民党首班内閣と交代したとき、旧社会党のある幹部は「昔の歌は歌わない」といった。それは、かつては思いもよらなかった閣僚会議に出席することができ、党の見も部分的に通すことができたという一種の気負いからでた言葉であろう。私は、どんな場合でもブルジョア政党とどのような協力関係をもつべきでないというような硬直した意見ではないし、この場合もこの党がなんらかの政策的寄与をなしたであろうことは否定しない。しかし、その代償があまりにも大きかったことに気付かないことに、党指導部の無神経ないしは墮落をさえ感じざるをえないのである。

さほど多くの党員をもたず、一部の献身的な党員を除けば、一般に足腰が弱いと評されていたこの党が、それでも選挙では一千万以上の支持票を獲得していたという事実は、なによりも「非武装・中立」の護憲的立場を党是とし、それに忠実であったこの党の姿勢によるものである。それゆえ、党がそれを反故にして、自民党にすり寄ったのは、この党の自殺行為としかいいようがないのである。

岩井さんはそれをつぎのように簡潔にのべている。「結局、社会民主党と名乗る党は：現状よりもっと小さな保守的な体質の党として存在することになる」と。そして、この予言は、今のところ、的中しているといつてよいようである。もつとも、一般党員がこのような事態を憂い、党に自省を促すべく立ち上がるなら、話は別であるが。

岩井さんは先見の明があり、決断力のある人物であったことは、本書のいくつかの論文に眼を通してだけでもわかる。それは、労働運動の豊富な経験によるものであろうが、それがけつして暴虎馮河の勇でなかったのは、よく勉強をなされていたことにも、またひとすじの道という地道なかれの人生観にも裏付けられていたからであろう。（近江谷 左馬之介）

◇読者からのおたより◇

離合集散の政党 離合集散国会内では「合流派で」とご都合主義にあきれるばかりです。まだ社民党でがんばります。（青森・C）

編集部より おっしゃるとおりです。でも社民党もその一翼を担っているのでは。この点についても再考の必要あるように思われますが、いかがでしょうか。

自己規制のクセ 年末には長時間にわたる講演ありがとうございました。全通に対して「機関紙でもっと職場の問題を」と提起していただきましたが、「書けない」というのが実態です。書いても訂正や記事の差し換えがおこなわれると、書く前に自己規制する癖がついてしまいました。（全通・T）

編集部より 先日、全通の仲間と意見を交換しました。想像を絶する状況ですね。少しは知っているつもりだったのですが修正が、必要です。突破口見つけましようよ。

新社会党でがんばる いつもどこよりも早い情勢と課題の提起ありがとう。占冠（北海道）でも行革はたいへん厳しい。仲間とともに新社会党に結集し、努力中。（北海道・I）
編集部より 二月上旬、北海道を旅します。しかしIさんとは別の地域。ご活躍を！

地域間の異動 部数を変更して。一名は二巡めの地域間異動でS駅に転出。そちらで申し込むとのことです。(国労・O)

編集部より 資本の論理が闊歩しています。同様のおたよりじつに多い。労働件についての調査が必要な時です。政府、会社、さらに労組の調査は事実を隠していますから。文献紹介を 毎号楽しみ。地方にいと情勢認識不足になりがち。近頃、地方の書店で社会主義関係の本が消え学習不足になっています。貴誌で必読文献紹介して。(鹿児島・I)

編集部より 私が読んで面白かった本から紹介します。『カストロ―革命を語る』(同文館、二千六百円)、『カストロ』(中公新書)、『フジモリの悲劇』(伊藤千尋著、三五館)。なぜキューバ社会主義が生きているか、参考になると思います。

「護憲」いろいろ 「タカの舌 百舌も 呆れる護憲かな」。近頃は護憲という人にもいろいろあると感じます。(銚子・SS)

編集部より 自民党の宮澤元首相さえも「護憲」論者ですからね。

勇気を分かち合う選挙 野田市(千葉)では九八年五月に市議選。新社会党二人、社民党五人です。任期途中に保守市長の与党にくらがえした(労組の圧力で不本意ながらの議員もいるけれど)社民党に負けられません。労組内でも心中支持してくれている多くの労働者に勇気を分かち合う選挙です。(野田・C)

編集部より ぜひ勝って！そして勇気をみんなのものにして下さい。信じる道進む 今年は激動の年の様相を強めています。信ずる道を進むしかない決意しています。(長野・N)

編集部より アチコチ歩いて感じることは、この十年くらい仲間が分断、バラバラにされ、話し合いはむろん勉強会もどこおっていることです。生命の炎を燃やそうよ。

ねぎ 小さな読本をパラパラとめくっていると次の言葉に目をひかれ手をとめた。冬のねぎは／＼厳しい寒気の中で／＼かたくならず／＼柔らかなる 真実に誠実に生きる者にとって今厳しい時代にあることは間違いない。ある時代が終わり、次の時代の始まりの時であるのかもしれない。私は思う。こういう時代だからこそ、困難を「情勢のせいや、人のせい、やり方のせい」にして「萎縮」してはならないと。「世の中のいろんなこと、自然や文化、政治や経済、沢山の人間の生き様からも、もつともつと学び、もつともつと吸収して次の時代を切り拓くにふさわしい、堂々とした自分づくりに励みたい。大志を抱き、誇りをもって、柔軟に歩める人間になりたいと。人間にとって柔軟さを身につける源泉は「学ぶ」ということにあるように思う。(えひめ・N)

岩井章さん追悼一周年記念集会に結集しよう！

―まともな労働運動前進めざし、新たな決意を固めよう！

とき 一九九八年二月二〇日(金) 午後六時～八時三〇分

ところ 日本教育会館ホール(地下鉄・神保町駅又は竹橋駅下車)

講演 宮里邦雄(日本労働弁護団副会長)

「労働法制の歴史的転換・現代日本の労働運動にとわれること」

主催 岩井さん追悼一周年記念実行委員会(代表 高橋義則・国労中央執行委員長)

連絡先 東京都港区新橋五―一五―五交通ビル四F 03・5403・1640